

愛知県収入証紙を廃止し、 公金収納のデジタル化を推進します。

愛知県では、運転免許やパスポートの申請などの手数料の納付には、愛知県収入証紙を御利用いただいております。この度、県民サービスの向上と行政事務の効率化を図るため、収入証紙を廃止し、公金収納のデジタル化を推進していきます。

1 収入証紙廃止のスケジュール

収入証紙の販売、利用及び還付について、次のとおり順次終了します。

- (1) 収入証紙の販売 2028（令和10）年9月30日まで
- (2) 収入証紙の利用 2029（令和11）年3月31日まで
- (3) 未利用収入証紙の還付 2034（令和16）年3月31日まで

2 収入証紙に代わる手数料の収納方法

運転免許の申請を始め一部の手数料で既にキャッシュレス納付を御利用いただけますが、対象となる手数料を更に拡大していきます。

(1) 電子申請を利用したキャッシュレス納付

愛知県電子申請・届出システムを利用し、自宅等からクレジットカードや二次元コード決済などで手数料を納付できます。

(2) 窓口申請でのキャッシュレス納付

申請窓口において、クレジットカード、二次元コード決済、電子マネーなどにより手数料を納付できます。

なお、申請窓口で発行する納付書を利用した、コンビニエンスストアや金融機関での現金納付にも対応する予定です。

お問い合わせ

愛知県会計局会計課収入グループ

☎ 052 - 954 - 6648 ✉ kaikei@pref.aichi.lg.jp

※QRコードは、(株)テンソーウェブの登録商標です。